

令和7年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

令和7年12月9日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和7年12月 9日

14日間

至 令和7年12月22日

第 3 諸般の報告

第 4 所信表明

第 5 同意第 5号 教育委員会委員の任命について

第 6 同意第 6号 教育委員会委員の任命について

第 7 同意第 7号 監査委員の選任について

第 8 同意第 8号 公平委員会委員の選任について

第 9 同意第 9号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第10 議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

第11 議案第71号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

第12 議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職
員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

第15 議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の

制定について

- 第 1 7 議案第 7 7 号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 7 8 号 京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 7 9 号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 8 0 号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 8 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 8 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 2 3 議案第 8 3 号 令和 7 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 4 議案第 8 4 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 8 5 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 8 6 号 令和 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 7 議案第 8 7 号 令和 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 8 議案第 8 8 号 令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 9 議案第 8 9 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 0 議案第 9 0 号 令和 7 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

- 1 番 樋口 由実 君
- 2 番 居谷 知範 君
- 3 番 西山 芳明 君
- 4 番 谷口 勝巳 君
- 5 番 山崎 眞宏 君
- 6 番 山崎 裕二 君
- 7 番 奥田 健次 君
- 8 番 東 まさ子 君

- 9 番 伊藤 康二 君
- 10 番 畠中 清司 君
- 11 番 大澤 順可 君
- 12 番 松村 英樹 君
- 13 番 梅原 好範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（25名）

町 長	畠 中 源 一 君
副 町 長	山 森 英 二 君
総 務 部 長	松 山 征 義 君
健 康 福 祉 部 長	中 川 豊 君
産 業 建 設 部 長	栗 林 英 治 君
企 画 情 報 課 長	堀 友 輔 君
総 務 課 長	田 中 晋 雄 君
財 政 課 長	山 内 明 宏 君
デジタル政策課長	田 畑 昭 彦 君
税 務 課 長	小 山 潤 君
住 民 課 長	大 西 義 弘 君
福 祉 支 援 課 長	原 澤 洋 君
健 康 推 進 課 長	宇 野 浩 史 君
子 育 て 支 援 課 長	保 田 利 和 君
医 療 政 策 課 長	中 野 竜 二 君
商 工 観 光 課 長	片 山 健 君
土 木 建 築 課 長	小 松 聖 人 君
上 下 水 道 課 長	村 田 弘 之 君
会 計 管 理 者	谷 口 玲 子 君
瑞 穂 支 所 長	豊 嶋 浩 史 君
和 知 支 所 長	山 内 善 史 君
教 育 長	松 本 和 久 君

教 育 次 長	岡 本 明 美 君
学 校 教 育 課 長	四 方 妃 佐 子 君
社 会 教 育 課 長	西 山 直 人 君

6 欠席執行部（1名）

農 林 振 興 課 長	山 内 敏 史 君
-------------	-----------

7 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	樹 山 敬 子
書 記	山 本 美 子
書 記	松 谷 洋 二

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和7年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番議員・西山芳明君、4番議員・谷口勝巳君を指名いたします。

なお、以上のご両君に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間としたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月22日までの14日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

山内農林振興課長から、他の公務のため、本会議を欠席したい旨届出があり、受理しましたので報告いたします。

本定例会に町長から提出されております案件は、同意第5号ほか25件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、畠中町長ほか関係者の出席を求めました。

12月4日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について協議されました。

また、同日、全員協議会が開催され、議会運営委員会での協議決定内容の報告等が行われるとともに、公の施設の指定管理者の指定について、担当課より説明を受けました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

京丹波町情報センターに対し、自主放送番組での本会議の放映を依頼しましたので、報告いたします。

また、読売新聞福知山通信部記者による撮影を許可したので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、お世話になりますが、よろしく願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第4、所信表明》

○議長（梅原好範君） 日程第4、所信表明を行います。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今となりました。

本日ここに、令和7年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定例会の開会に当たり、2期目の町長就任に際しまして、町政運営の所信の一端を申し述べる機会をいただきましたことは、誠に光栄であり、衷心よりお礼を申し上げます。

このたびの町長選挙におきまして、町民の皆様の負託を受け、継続して町政運営に当たらせていただくこととなりました。今後の京丹波町の未来において、まさに成長期、さらには隆盛期とならなければならないこの時期に、その大役を担わせていただくこととなり、責任の重さとともに、改めて身の引き締まる思いであります。

私は、令和3年11月の町長就任以来、少子高齢化が進む中でも「元気、希望、笑顔のあふれるまちづくり」を掲げ、町民の皆様のための施策に全力で取り組んでまいりました。

この期間を将来発展への黎明期と位置づけ、各種施策の見直しと新規拡充の事業を積極的に推進してきたところです。その政策の具体的な柱として「健やかで幸せな食の町」「教育と子育ての町」「人のふれあいを感じる町」を掲げ、町の成長につながる施策の『種をまき、より具体的に見える化し、芽吹いた事業が結実させる』ことに全身全霊で精力的に取り組み、

1期目の4年間で179の新規・拡充事業に取り組むことができました。

このことは、議員の皆さんの深いご理解と、多くのご意見を参考にしながら取り組むことができ、京丹波町の将来につながる具体的な成果を数多く残せたことで、町民の皆様の安心感につながったものと考えており、本町の政策に取り組む姿勢は、今や京都府をはじめ、府内の各自治体、また全国的にも注目されているという実感を持っております。

一方、この4年間で人口はさらに約1,200人程度減少し、高齢化も44.92%となり、少子高齢化に歯止めはかかっていない現状です。移住者は増加傾向にあるものの、今後、集落の維持も危ぶまれる事態も想定されます。

私は、常に多くの町民の方とお出会いし、お話しする機会を得て様々な思いをお伺いすることは大切であると考え、皆様からいただいたご意見等にはしっかりとお応えしていかなければならないと考えております。議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

我がふるさとの現状を改めて見ますと、観光入込客数は京都市、宇治市に続く来訪者があり、農業における生産額では府内26市町村の中で第3位であることなど、実はこの町にある全ての「ヒト、モノ、コト」などの潜在的可能性は極めて大きいものがあり、魅力に満ちていることを、町民の方だけでなく、多くの町外の方々に知っていただき、「まち」の枠を超えた「京丹波町を愛する想いでつながるコミュニティ」を育むことが必要だと考えております。

それでは、私の任期中におけます町政運営の所信の一端を申し上げたいと存じます。

私は、今回の選挙で掲げておりました私の理念である「みんなで 元気 希望 笑顔のあふれる京丹波町に」の実現に向けてさらに邁進してまいりたいと考えております。

幸せで健やかに安心して暮らせるまちづくりを進める上において、「元気」、「希望」、「笑顔」、この3つは不可欠であり、どれが欠けても成し得ることができません。

いつも町民の皆様が、元気で、希望に満ちあふれ、笑顔で過ごせる、そんなまちづくりを目指し、次の重点施策に取り組んでまいります。

まず、「健やかで幸せなまちづくり」であります。

分水嶺に位置する本町は、いにしえより交通の要衝でもあり、気候風土がつくり出す農林産物は、美しく豊穡な自然が生み出す宝であります。フードバレー構想に基づく持続可能な地域づくりを通じて、その付加価値をますます高める農林業の振興に取り組めます。

「食といえば京丹波」というブランド力をさらに全国に発信するなど、これまで取り組んできた京丹波くりの振興をはじめ、カーボンクレジット事業による林業振興にも積極的に取

り組みます。

また、町民の皆様が健やかに日々の生活を営んでいただくことは、町の勢いにつながる重要な要素であると考えております。

ウェルネスタウン構想に基づき実施してきたウォーキングポイント事業やがん患者アピランス支援事業に加え、より地域に身近な医療の充実、健診の充実や福祉施策と一体的に連携しながら、町民の皆様の健康につながるまちづくりを進めてまいります。

続いて、「教育と子育てのまちづくり」であります。

京都府が進める「子育て環境日本一」の理念と連携する中で、府内トップクラスの環境整備を進めるため、すこやか子育て支援金制度の実施、また、保育ICTシステムの導入による教育・保育の質向上に努めてまいりました。

また、小中学校などにおける学習環境においては、トイレ改修、大風量スポットエアコンの導入や蒲生野中学校体育館へのガスヒートポンプエアコンの整備など熱中症対策の強化に加え、放課後児童クラブの環境充実、学童保育施設の新築など先進的に取り組んできたところです。

とりわけ、本町における令和6年度の出生数は35人であり、町の将来を担う子どもたちを取り巻く環境は、今後のまちづくりの中でも大変重要な課題であると認識しており、就学前教育・保育から小学校、中学校、高等教育に至る一貫した教育・子育て支援について、引き続き検討してまいります。

あわせて、町民の利便性向上を目的に、大型商業施設への公共施設機能の移転についても、町民の皆様の意見を踏まえ議論を深め、よりよい方向性を見いだしてまいります。

また、食の町として、安全安心な学校給食の提供についても、さらに取組を進めてまいります。

次に、「人のふれあいを感じるまちづくり」であります。

町の安全安心を守り抜くためには、行政の取組だけでは昨今の災害に対応することは困難であると考えており、地域全体で持続可能なコミュニティの維持についても大きな課題となっています。町民の皆様のご意見を伺いながら、それぞれの地域における議論を深めていただき、行政と地域の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

また、人口減少社会にあって本町の取組に共感いただきながら、「まち」の枠を超え、「想いでつながるコミュニティ」の形成に向けて、（仮称）京丹波町ふるさと住民制度の創設に取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、通行止めや危険箇所解消のほか、生活圏の拡大による移住定住促進など、町

の発展には欠かせないものとする。国道9号観音バイパス整備促進や畑川ダム周辺整備事業、福祉施策の充実などにも積極的に取り組んでまいります。

最後に、本町が推進してきた施策をより分かりやすく発信することや、町民の皆様の意見を聞く場づくりに、より一層取り組むため「分かりやすい情報発信による行政の見える化のまちづくり」に取り組んでまいります。

これまで取り組んでまいりました、タウンプロモーションのさらなる推進や重点施策と併せて、「関係人口とともにつくる京丹波町構想の策定」を行い、町に若者を取り戻すことを目指して、今後10年間で「1万人の関係人口」、ふるさと納税等の拡大による「100億円の外部資金獲得」、「100件の成長プロジェクトの創出」を図り、町内外から人材、資金、知恵を呼び込んで、「行政の稼ぐ力」を向上させ、「豊かで幸せな自治体」として持続可能な発展に向けて取り組みたいと考えております。

以上、私の町政運営の所信を申し述べさせていただきました。

しかし、これまでから常に申し上げてきておりますとおり、まちづくり施策は私一人で到底成し得るものではございません。議決機関であります議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、公約の実現に向け、職員と一丸となって緊張感を持ち、元気と希望と笑顔のあふれる京丹波町のまちづくりに、皆様と一緒に取り組んでまいり所存でありますので、どうか議員各位並びに町民の皆様には、今後の町政運営に格段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、町長就任の所信表明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の所信表明を終わります。

《日程第5、同意第5号 教育委員会委員の任命について及び日程第6、同意第6号 教育委員会委員の任命について》

○議長（梅原好範君） 次に、日程第5、同意第5号 教育委員会委員の任命について及び日程第6、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第5号 教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員としてご活躍いただいております津田勝二委員の任期が本月11日に満了となります。津田委員には、平成29年12月から2期8年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。

た。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに任命する教育委員として、町内にお住まいの田原良英氏を任命することについて同意をお願いしております。田原氏は、京都府公立学校等の教員として長きにわたり勤務され、京丹波町いじめ防止対策推進委員会委員長を歴任いただくなど豊かな経験をお持ちであり、人格、識見とも高く、広く社会の実情にも精通され、温厚・誠実な人柄から信頼も厚く、教育課題に適切に対応いただけることから、教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第6号 教育委員会委員の任命につきましては、現在、教育委員としてご活躍いただいております金子和子委員の任期が今年11日に満了となります。金子委員には、令和3年12月から1期4年の間、教育委員会委員として誠心誠意ご尽力をいただいております。ここに改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、新たに任命する教育委員として、町内にお住まいの出野美生子氏を任命することについて同意をお願いしております。出野氏は、和知太鼓保存会会員や森の京都文化観光サポーターとして、京丹波町の伝統芸能の継承活動に取り組みされており、まちづくりについても関心が高く、豊かな経験をお持ちで、教育委員としての職務を遂行していただけるものと存じております。

ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第5号並びに同意第6号 教育委員会委員の任命につきまして、補足説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第2項に基づきまして、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

任期につきましては4年で、定数は条例で5人となっております。

なお、同意第5号で新たに任命させていただきます田原良英氏、また、同意第6号で新たに任命させていただきます出野美生子氏の略歴等につきましては、先ほどの提案説明及び別紙資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第5号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありますか。

山崎君。

○6番（山崎裕二君） 今回、新たに2名の教育委員会委員の方を選任ということですが、従前から聞いております、児童生徒の保護者に当たる方、今回の同意含めて何人になるのか。

そして、もう一点は、教育委員会の委員の報酬についてであります。今の報酬の水準とその報酬の水準がいつから適用されているか、変わってないのかといったことと、あと、昨今の給与水準の高騰といったところから言いますと、教育委員会委員の報酬、さらには監査委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員といったところも同じですが、こういう非常勤の委員の方の報酬水準を上げるといったことも必要になってくるのではないかと思います。その点についての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） 今ご質問のございました1点目についてでございます。

教育委員の保護者委員としましては、今回同意をいただきましたら、5人のうち3名の委員の方が保護者委員として就任いただく予定となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 議員のおっしゃることも一定理解はできるところもあると思いますが、今のところそういった議論にはなっていないというのが現状でございます。これについては今後の検討課題というふうに理解をしております。

今の水準につきましては、私の手元に持ってる資料ではちょっと分かりにくいんですが、教育次長に答えてもらいます。

○議長（梅原好範君） 岡本教育次長。

○教育次長（岡本明美君） 報酬についてでございます。今ご質問ございました、いつからこの報酬が適用されているかといいますのが、今手元に持っております資料ではっきりとお答えしかねる点もございますけれども、最終の改正につきましては、令和6年2月11日からこの条例が施行されておまして、その中では教育委員会委員の年額といたしましては20万円ということで規定をさせていただいております。他市町の水準と比較をさせていただ

ているという、そこまでは研究はさせていただいていない状況でございますけれども、現時点では妥当な水準ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第5号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

次に、同意第6号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これより同意第6号を採決します。

この表決は、起立により行います。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（全員 起立）

○議長（梅原好範君） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、原案のとおり同意されました。

《日程第7、同意第7号 監査委員の選任について～日程第30、議案第90号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります、日程第7、同意第7号 監査委員の選任についてから、日

程第30、議案第90号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は、後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第7、同意第7号 監査委員の選任についてから、日程第30、議案第90号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

畠中町長。

○町長（畠中源一君） 引き続き提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第7号 監査委員の選任につきましては、山本 透委員の任期が今月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

山本氏は、人格高潔で、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に行っていただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第8号 公平委員会委員の選任につきましては、片山俊明委員の任期が今月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

片山氏は、行政経験が豊富で、人事行政に関しても識見を有しておられることから、職務を適切に務めていただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、一谷 寛委員の任期が今月25日をもって満了となります。このため、引き続き選任することについて同意をお願いするものであります。

一谷氏は、地元地域の実情に精通され、豊富な知識とご経験を基に、職務を適切に務めていただけるものと存じております。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、児童福祉法等の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものです。

議案第71号 京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、

個人番号カード等を利用したオンラインによる受給資格確認を実施するため、法の規定に基づき所要の改正を行うものです。

議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給月数の改正を行うものです。

議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に基づき、民間給与との格差を埋めるために給料表、また期末及び勤勉手当の支給月数等を改正するものです。

議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例におきましても、人事院勧告による一般職の給与改定に準じ、給料表の改正等を行うものです。

議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、軽自動車税の納期について納税者の利便性向上を図るため、改正を行うものです。

議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例及び議案第77号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、いずれの条例も個人番号カード等を利用したオンラインによる受給資格確認を実施するため、所要の改正を行うものです。

議案第78号 京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道事業の変更認可に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第79号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他非常の場合に、他の市町村長の指定を受けた者が給水装置の工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

議案第80号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、災害その他非常の場合に、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備の工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものです。

議案第81号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、京丹波町グリーンランドみずほの指定管理期間が令和8年3月31日で満了することに伴い、同施設の指定管理者を指定するものです。

議案第82号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、特産館「和」の指定管理期間が令和8年3月31日で満了することに伴い、同施設の指定管理者を指定するものです。

議案第83号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の

額 1 3 2 億 4, 9 7 1 万 4, 0 0 0 円に 3 億 2, 4 6 0 万円を追加し、補正後の額を 1 3 5 億 7, 4 3 1 万 4, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

議案第 8 4 号 令和 7 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）では、補正前の額 1 8 億 3, 8 9 4 万円に 1 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 8 億 3, 9 0 4 万 1, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

議案第 8 5 号 令和 7 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）では、事業勘定においては、補正前の額 2 1 億 4, 7 2 1 万 2, 0 0 0 円に 5 7 万 5, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 2 1 億 4, 7 7 8 万 7, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

また、老人保健施設サービス勘定においては、補正前の額 1 億 6, 1 7 0 万 7, 0 0 0 円から 6 3 1 万 8, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 1 億 5, 5 3 8 万 9, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

議案第 8 6 号 令和 7 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第 1 号）では、補正前の額 1, 0 8 9 万円から 9, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 1, 0 8 8 万 1, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

議案第 8 7 号 令和 7 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）では、補正前の額 1 億 7, 4 6 2 万円に 3 6 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 億 7, 8 2 3 万 9, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

議案第 8 8 号 令和 7 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 1 号）では、収益的収入及び支出において、補正前の額 1 1 億 4 6 7 万円に 5 3 7 万 3, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 1 億 1, 0 0 4 万 3, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

議案第 8 9 号 令和 7 年度京丹波町水道事業会計補正予算（第 2 号）では、収益的収入においては、補正前の額 1 0 億 6, 5 9 6 万円に 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 0 億 6, 5 9 7 万 6, 0 0 0 円とし、また、収益的支出については、補正前の額 1 0 億 5, 7 6 8 万 6, 0 0 0 円に 4 8 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 0 億 6, 2 5 6 万円とすることをお願いしております。

資本的収入においては、補正前の額 7 億 9, 5 1 0 万 5, 0 0 0 円から 8, 0 0 0 円を減額し、補正後の額を 7 億 9, 5 0 9 万 7, 0 0 0 円とし、また、資本的支出については、補正前の額 1 0 億 3, 3 4 4 万円に 9 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、補正後の額を 1 0 億 3, 4 3 7 万 6, 0 0 0 円とすることをお願いしております。

議案第 9 0 号 令和 7 年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第 1 号）では、収益的収入においては、補正前の額 8 億 4, 7 5 1 万 1, 0 0 0 円に 2 8 4 万 7, 0 0 0 円を追加し、

補正後の額を8億5,035万8,000円とし、また、収益的支出については、補正前の額9億5,197万7,000円に284万7,000円を追加し、補正後の額を9億5,482万4,000円とすることをお願いしております。

資本的収入においては、補正前の額4億5,782万8,000円に192万3,000円を追加し、補正後の額を4億5,975万1,000円とし、また、資本的支出については、補正前の額5億8,472万4,000円に192万3,000円を追加し、補正後の額を5億8,664万7,000円とすることをお願いしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。

説明は、日程順にお願いします。

田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それでは、同意第7号 監査委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしましては、決算審査、例月出納検査、あるいは直接請求に係る事務監査、議会の請求に関する事務監査、また住民監査請求に係る監査等が規定されているところでございます。

さらに、地方財政健全法による健全化判断比率の審査も行っていただくこととなっております。

また、識見を有する者のうちから選任する委員の任期につきましては、4年でございます。

なお、引き続きお世話になります山本 透委員の略歴等につきましては、別紙資料をご確認ください。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。

続きまして、同意第8号 公平委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

公平委員会委員につきましては、地方公務員法第96条の2の規定によりまして、3人の委員で組織することとなっております、委員の選任につきましては、同条第2項の規定によりまして、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任す

ることとなっております。

主な職務といたしましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置の要求を審査、判定し、必要な措置を取っていただくこと。また、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決、または決定をいただくことが主な職務となっております、任期は4年でございます。

なお、引き続きお世話になります片山俊明氏の略歴等については、別紙資料をご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。

最後に、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに京丹波町税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっております、地方自治法第423条第3項により、当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものでございます。

委員の任期は3年で、現在、1名ずつ3名の委員にお世話になっております。

なお、引き続きお世話になります一谷 寛委員の略歴等につきましては、別紙資料をご確認ください。

以上、3件の同意につきまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） それでは、議案第70号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

全国的に保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、子どもや保護者が不安を抱えることなく、安心して子どもを預けられるような環境を整えていく必要があることから、専ら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う保育所等における虐待への対応を強化するため、児童福祉法等の一部が改正されました。

今回の児童福祉法等の一部改正に伴い、こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日から施行されたことに伴い、改正されました児童福祉法の規定を引用している本町の3つの条例について、それぞれ一部改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条関係の京丹波町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、1つ目の改正は、第15条第1項第1号中に、認定こども園法という略称規定を設けていますが、今回改正する次の第25条においても、認定こども園法という略称規定を新たに設けることから、当該略称の及ぶ範囲が広がるため、この号及び次号においてという文言を削るものでございます。

次に、第25条の改正につきましては、児童福祉法の改正により、児童福祉法第33条の12第2項及び第3項が加えられたことに伴い、本町条例の第25条で引用しております第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

なお、認定こども園や幼稚園の入園児虐待に当たる行為につきましては、児童福祉法とは別に認定こども園の職員にあっては認定こども園法で、また、幼稚園の職員にあっては学校教育法で新たに定められましたので、それぞれの法律についても引用する形で改正を行うものでございます。

次に、2ページ目の第2条関係の京丹波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正でございますが、先ほどと同様に第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改める改正を行うものでございます。

なお、家庭的保育事業等とは、ゼロから2歳児を対象に、自宅などで3人から5人程度までの子どもを預かる保育サービスでございますけれども、現在、町内においては該当する事業はございません。

次に、第3条関係の京丹波町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正につきましても、先ほど同様に第33条の10各号を第33条の10第1項各号に改めるものでございます。

なお、施行日については、公布の日から施行するとしております。

今回の児童福祉法等の改正では、保育所等の職員による虐待等の発見時の通報義務等が新たに創設されましたが、認定こども園や放課後児童クラブにおいては、これまでから国が示すガイドラインなどにに基づき対応を行ってまいりましたので、改正後におきましても、これまで同様に基本的な虐待対応の仕組みは変わらないものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田畑デジタル政策課長。

○デジタル政策課長（田畑昭彦君） 議案第71号 京丹波町行政手続における特定の個人を

識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、個人番号カード等を利用したオンラインによる自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤PMHにより、福祉医療費の受給資格確認を実施するために条例改正を行うものです。

それでは、お手元の資料、新旧対照表により説明させていただきます。

第4条第1項に、条例により定める個人番号の町が定める事務に関する規定を追加し改めます。

第4条第2項に、町が定める事務において、特定個人情報の利用に当たり、庁内連携に関する規定を追加します。

第4条第4項に、第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、ほかの条例、その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなす規定を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。

第5条第1項、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めるを、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるに改めます。

別表第1、別表第2につきましては、第4条第1項、第2項に関連し、別表第1に町が定める事務の内容及び別表第2に町が定める事務で利用する特定個人情報の内容を追加します。

条例の施行日は、公布の日からとします。

以上、誠に簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 次に、議案第72号から議案第74号について、補足説明を申し上げます。

町長からの提案理由説明のとおり、本年8月の人事院勧告に準じまして、所要の改正を行うものでございます。

最初に、令和7年8月の人事院勧告の概要について説明させていただきたいと思っておりますので、議案書とともに配付させていただきました1枚物で、右肩に別紙参考資料と記載をしております資料をご覧ください。

初めに、給与勧告のポイントでございますが、1点目は、人事院が実施した職種別民間月

額給与実態調査との比較において、1万5,014円、3.62%の給与格差を埋めるため、初任給を引き上げる等、俸給月額を引き上げるものでございます。大卒初任給を1万2,000円、高卒初任給を1万2,300円引き上げ、これら初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に平均3.3%の改定が行われるものでございます。

2点目は、ボーナスにおける民間の支給割合との比較において、民間が年4.65月に対して、公務が4.60月であったことから、期末勤勉手当合わせて年4.65月に改定するものでございます。民間の支給状況を踏まえ、期末勤勉手当それぞれ年0.025月引上げされます。

なお、定年前再任用短時間勤務職員に関しては、正規職員に準じて0.0125月ずつ引き上げることとしております。資料の網かけ部分が今回改正される箇所となります。

なお、本改正の施行に関して、本給については令和7年4月に遡及適用、期末勤勉手当については施行日適用として、既に本年6月分が支給されておりますので、12月分で年間の月数0.05月分を支給し、次年度から均等配分するものでございます。

また、2ページ目に記載しておりますとおり、通勤手当につきましては距離区分ごとに引上げを図り、規則に規定するとともに、令和8年4月より適用。地域手当は、都道府県単位での級地指定により、京都府は8%となりますが、今年度の人事院規則により、令和7年度4%から令和8年度は7%に引き上げることとなります。

それでは、個々の議案につきましてご説明をさせていただきます。

議案第72号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例では、一般職の人事院勧告に基づき、期末手当の支給月数を改正するものであります。

議案書を1枚めくっていただいた第1条関係の新旧対照表のとおり、第2条において年間0.05月引き上げる改定に伴い、令和7年12月に支給する期末手当で調整を行い、0.05月引き上げるものでございます。

同じく、次ページの第2条関係におきましては、令和8年度から6月、12月それぞれで0.025月ずつ均等に引き上げるものでございます。

以上、議案第72号の補足説明といたします。

次に、議案第73号 京丹波町職員の給与に関する条例及び京丹波町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましても、内容といたしましては、同じく人事院勧告に準じ、各給料表の改正を行うものです。

議案書を11枚ほどめくっていただきますと、新旧対照表1ページがあると思います。そ

ちらをご確認ください。

まず、第1条関係のうち、条例第15条の4第2項で期末手当の改正を行っております。一般職、管理職それぞれ率が異なっておりますが、期末手当を年間0.025月引き上げるものです。令和7年度については、12月分の手当を0.025月引き上げるものとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員については、12月の期末勤勉手当合わせて年0.025月引き上げるものとするもので、詳細につきましては、先ほどご説明した参考資料にてご確認ください。

新旧対照表1ページから2ページにかけて、第15条の7第2項において勤勉手当の改正を行っております。期末手当同様に支給月数を年間0.025月、令和7年度については12月分の勤勉手当を0.025月引上げとします。

また、新旧対照表2ページの下段から、別表第2、行政職給料表から、新旧対照表16ページ、別表第5の医療職給料表(3)をそれぞれ改正するものです。それぞれの給料表において、改正する額面につきましては下線表記をさせていただいております。今回の改正では全ての号給で改正することとなります。

続いて、新旧対照表17ページ、第2条関係でございます。

第10条で、通勤手当の距離別の額を引き上げる改正を、社会情勢等に速やかに対応するため、規則委任することとして18ページから19ページ、第15条の4第2項で期末手当を、第15条の7第2項で勤勉手当の改正を行うものでございます。令和7年度は、期末・勤勉ともに年0.25月ずつ引き上げる措置を12月分で行いますが、令和8年度は、期末・勤勉とも6月、12月でそれぞれ0.0125月ずつ引き上げ、合わせて年間0.05月引き上げる改正を行うものです。

同様に、定年前再任用短時間勤務職員につきましても、年間引上げ月数0.025月を6月、12月で0.0125月ずつ均等に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、21ページ、第3条関係ですが、任期付職員のうち、特定任期付職員における期末・勤勉手当を一般職に準じて、それぞれ年間0.025月ずつ引き上げ、二つの手当を合わせて年間0.05月引き上げる改正であり、ほかの改正と同様に、今年度については12月分を合わせて0.05月引き上げるものです。

また、給料表についても、1号給から7号給まで、それぞれの給料月額を増額改正するものです。

次に、最終23ページの第4条関係では、特定任期付職員の期末・勤勉手当の引上げ月数0.025月を令和8年度においては6月と12月に0.0125月ずつ引き上げる改正を

行うものです。

なお、本町における特定任期付職員の採用は、現在のところございません。

なお、第1条及び第3条については、令和7年4月1日から遡及適用し、第2条及び第4条については、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第73号の補足説明といたします。

次に、議案第74号 京丹波町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましても、同じく人事院勧告に準じ各給料表の改正を行うものです。

同じく、議案書を9枚ほどめくっていただきますと新旧対照表1ページがございます。そちらをご確認ください。

まず、第19条第4項、報酬に関する規定では、会計年度任用職員（パートタイム）の職員に対して地域手当相当を支給するため、規定を追加するものです。

次に、1ページ中段から5ページ中段まで、別表第1、行政職給料表、5ページから7ページ中段まで、別表第2、医療職給料表（1）、7ページ下段から10ページ中段まで、別表第3、医療職給料表（2）、10ページ下段から15ページまで、別表第4、医療職給料表（3）となっております。いずれも京丹波町職員の給与に関する条例の別表給料表の1級及び2級の給料月額と同額の改正を行うもので、改正する額につきましては、先ほど同様に下線表記をしており、全ての号給で改正することとなります。

なお、施行期日につきましては、昨年度と同様、令和8年1月1日からとして、3か月を超える勤務実績があつて、週の勤務時間が15時間半以上の職員を対象とする規定を附則に設けております。

また、地域手当相当の率の加算につきましては、令和8年4月1日からとしております。

以上、簡単ですが、議案第74号の補足説明といたします。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 議案第75号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、軽自動車税種別割の納期について、4月1日賦課期日時点の所有状況の正確な把握及び納期限までの期間を十分に確保することで、納税者の利便性向上を図るため、納期の改正を行うものでございます。

それでは、町税条例の改正の内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明申し上げます。

第83条第2項について、現行税条例では、種別割の納期を4月15日から同月30日としています。今回の改正では、納期を5月1日から同月31日とすることで、適正な課税業務を行うための期間を確保するとともに、納税通知書発送後の納付期間を十分確保することが可能となります。

あわせて、減免の申請期間が確保されることで、納税者の利便性向上を図るものであります。

施行期日は、令和9年4月1日とし、令和9年度課税分から適用します。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第77号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

説明させていただく二つの条例改正は、先ほど説明のありました議案第71号の京丹波町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に関連するものでございます。

それでは、まず、議案第76号 京丹波町すこやか子育て医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

条例第5条第2項において、対象者は、京都府内の医療機関等で医療を受ける場合は、京丹波町すこやか子育て医療費受給者証を提示しなければならないと規定しております。現在は、マイナ保険証または資格確認書とともに、すこやか子育て医療費受給者証を提示していただいておりますが、国が推進する自治体、医療機関等をつなぐ情報連携システム、略称としてPMHと呼ばれておりますが、このシステムにより、対象者が医療機関等の窓口でマイナ保険証を利用することで、オンラインにて受給資格等の確認が受けられるようになり、オンラインによる受給資格等の確認を受けた場合は、すこやか子育て医療費受給者証を提示しなくてもよい旨の規定を同条第2項にただし書として加えるものでございます。そして、すこやか子育て医療費受給者証の提示に代えて確認を受けるものとして、同項第1号は、個人番号カードに記録された個人番号カード用利用者証明用電子証明書、ここではいわゆるマイナ保険証としての利用を、第2号では、移動端末設備に記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書、ここではいわゆるスマートフォンをマイナ保険証として利用する場合を規

定しています。

施行期日につきましては、福祉医療システムのPMH連携本番運用開始日となります令和8年3月23日としております。

なお、オンラインによる受給資格等の確認については、医療機関等でこれらのシステムに対応されていることが前提となりますので、施行期日に対応されていない医療機関等がある場合が想定されます。

以上、議案第76号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

まず、第5条第2項中、健康保険法の次に法律番号を加え文言整理をさせていただくものでございます。

そして、その下のただし書以降につきましては、先ほどの京丹波町すこやか子育て医療費助成条例と同様に、国が推進する自治体、医療機関をつなぐ情報連携システムによりマイナ保険証を窓口で利用し、オンラインによる受給資格等の確認を受けた場合は、老人医療費受給者証を提示しなくても構わないというものでございます。

なお、施行期日につきましては、同様に令和8年3月23日としております。

以上、誠に簡単でございますが、議案第77号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） それでは、議案第78号 京丹波町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

水道事業におきましては、令和4年度に上大久保浄水場の水処理方法に紫外線照射装置を導入し、事業内容の変更認可申請を行いました。計画給水人口及び計画給水量も含め事業内容の変更をされておりますので、認可内容に合わせた改正をお願いするものです。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第2項の表中、計画給水人口を2万3,280人から1万3,300人に、また、計画給水量を1万6,158立方メートル／日から1万1,300立方メートル／日に改めるものです。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、議案第79号 京丹波町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ

いての補足説明を申し上げます。

水道メーターから宅内の水道給水管に関しましては、その設置や修理工事は町が指定する工事事業者でなくてはならないと条例で定めておりますが、令和6年能登半島地震では、水道事業者が管理する水道本管が復旧しましても、個人が管理する宅内給水管の復旧が遅れ、家庭で水道水が使用できない状況が長期化しておりました。これは、宅内給水工事を担う地元市町の指定業者の数が宅内給水管の被害の数や規模に比べて少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことなどにより、宅内給水管の修理業者の確保が困難な状況となったことが主な要因とされております。このような災害その他非常の場合において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難になると判断されるときには、宅内給水管を早期に復旧するとともに、被災地における給水装置工事の適正な実施を図ることを目的に、本町以外の市町村長が指定した工事事業者による給水装置工事の実施を可能にすることで、宅内給水管の復旧に対応する業者を確保できるようにするため、今回改正をお願いしております。

それでは、新旧対照表をご覧ください、改正内容の概要をご説明申し上げます。

第7条に、第4項として、第1項の規定にかかわらず、管理者は、災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長が指定した者に給水装置工事を施工させることができるの文言を新たに追加するものです。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、議案第80号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

本改正につきましては、議案第79号と同様に、災害その他非常の場合において、地元の排水設備工事事業者の確保が困難になると判断されるときは、宅内排水設備の早期復旧と被災地における排水設備工事の適正な実施を図ることを目的に、本町以外の市町村長が指定した工事事業者による排水設備工事の実施を可能にすることで、宅内排水設備の復旧に対応する業者を確保できるようにするため、今回改正をお願いしております。

なお、下水道事業に関しましては、改正が必要な条例は、京丹波町特定環境保全公共下水道条例、京丹波町農業集落排水施設条例及び京丹波町戸別浄化槽の管理に関する条例、これらそれぞれの一部を改正する必要がありますので、今回関係する3条例を一括して改正する条例として上程させていただいております。

それでは、新旧対照表をご覧ください、改正内容の概要をご説明申し上げます。

新旧対照表1ページ、第1条関係、京丹波町特定環境保全公共下水道条例第11条のただ

し書中、管理者が特に認める工事についてを、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに改めます。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表 2 ページ、第 2 条関係、京丹波町農業集落排水施設条例第 7 条に、ただし書として、ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでないを加えております。

最後に、新旧対照表 3 ページ、京丹波町戸別浄化槽の管理に関する条例第 16 条に、ただし書として、第 2 条関係と同じ文言を加えております。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 78 号及び第 79 号並びに第 80 号の補足説明とさせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議案第 81 号並びに 82 号の説明をさせていただきます。

まず、議案第 81 号 公の施設の指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。

京丹波町グリーンランドみずほの各施設の管理につきましては、平成 18 年 9 月からグリーンランドみずほ株式会社に特例による指定管理者として指定していますが、今年度末に期間が満了となることから、このたび、公募による候補者選定を実施いたしましたので、指定管理者としてご審議をお願いするものでございます。

議案書 4 枚目をご覧くださいまして、本施設は、昭和 63 年京都国体を契機としまして、スポーツの振興と生涯学習の推進を目的に、昭和 59 年度から順次整備が進められ、平成 11 年 4 月に京都中部マスタービレッジ及び道の駅「瑞穂の里・さらびき」の開設をもって全面オープンとなりました。運動施設や宿泊施設、商業施設が一体となった複合施設となっているところでございます。

施設の管理につきましては、平成 10 年 9 月 10 日に設立をしました第三セクター、グリーンランドみずほ株式会社に管理委託をまいりました。平成 18 年 9 月からは指定管理者制度を導入しまして、同株式会社が指定管理者として平成 21 年度までの約 3 年間、さらに平成 21 年度から 5 年間、平成 26 年度からの 5 年間、さらに平成 31 年度から 5 年間、そして令和 6 年度から 2 年間管理をいただいているというものでございます。そして、今年度末をもって指定期間が満了となることから、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、公募による指定管理候補者を選定することとい

たしまして、京丹波町指定管理者選定委員会規程に基づく選定委員会による選定をいただき、今後10年間の指定期間としてグリーンランドみずほJVを指定管理者とすることについてご審議をお願いするものでございます。

議案書2枚目でございます。

このたびの指定管理施設の対象となりますのは、多目的グラウンドやホッケーグラウンドなどのスポーツ施設、またコテージやガーデンロッジなどの宿泊研修施設、そしてリニューアル中の道の駅、またレストランなど附帯施設を含む14施設でございます。全面積で14万1,715平方メートルとなっております。詳細につきましては、別紙のとおりとなっております。

当該団体への指定理由につきましては、施設の目的、規模、機能などを踏まえ、継続して効果的な住民サービスの向上、また、利活用を図るため現行の管理運営実績や技術の蓄積でありますとか地元雇用の確保、さらに類似施設を運営する外部の会社とのジョイントベンチャーによる新たな経営手法の導入など総合的に検討する中で、去る11月12日の指定管理者選定委員会の選定結果を受けまして、このたび提案を決定したところでございます。

また、指定期間を10年間としていますのは、人材やハード、経営手法への投資を促し、投資回収を視野に入れた長期視点での運営を実現することとしているものでございます。道の駅「瑞穂の里・さらびき」の大規模改修を含めまして、今後のグリーンランドみずほ全体の運営をさらに強化してまいりたいと考えるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第82号 公の施設の指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

特産館「和」の各施設の管理につきましては、平成19年4月から一般財団法人和知ふるさと振興センターに特例による指定管理者として指定し、令和3年4月からは公募による選定により指定していますが、今年度末に期間が満了となることから、このたび、公募による候補者選定を実施いたしましたので、指定管理者としてご審議をお願いするものでございます。

議案書4枚目でございます。

本施設は、都市と農村を結ぶ交流拠点として様々なふるさと体験や農林産物の直売、旬の食材を加工した商品化を図り、和知地域の産業活性化を推進する目的として、平成10年4月に設置をされたものでございます。

施設の管理につきましては、昭和63年6月に設立をいたしました第三セクター、一般財団法人和知ふるさと振興センターに管理委託をしております。平成16年4月からは指定管理者制度を導入しまして、同法人が指定管理者として平成21年度までの3年間、さらに平成22年度から3年間、平成25年度からの3年間、さらに平成28年度から5年間、そして令和3年度から5年間管理いただいております。そして、今年度末をもって指定期間が満了となることから、京丹波町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第2条の規定に基づき、公募による指定管理候補者を選定することとして、京丹波町指定管理者選定委員会規程に基づく選定委員会による選定をいただきまして、今後10年間の指定期間として一般財団法人和知ふるさと振興センターを指定管理者とすることについてご審議をお願いするものでございます。

議案書2枚目でございます。

この指定管理施設の対象は、特産館「和」の管理運営でございます。特産品販売コーナーや飲食コーナー、ふるさと体験コーナー、また多目的交流室などを含めて、延べ床面積1,621.99平方メートルとなっております。詳細につきましてはご覧のとおりでございます。

当該団体への指定理由につきましては、施設の目的、規模、機能などを踏まえ、和知地域の特産物や加工品の販売、野菜市の開催など地元住民をはじめ、都市住民との交流拠点として町内外から多くの方々にご来店をいただき、現状大変にぎわいを創出しているところであります。

さらに、今後の経営体制の構築に当たりまして、外部の有識人材の登用ですとか、外部の経営会社との連携といった新たな経営手法の導入など、総合的に検討する中で、去る11月12日の指定管理者選定委員会の選定結果を受けまして、このたび提案を決定したところでございます。

また、これも指定期間を10年間としていますのは、人材やハード、経営手法への投資を促し、投資回収を視野に入れた長期視点での運営を実現することとしているものでございます。特産館「和」の新たな経営体制の構築を含めまして、今後の道の駅「和」全体の運営をさらに強化してまいりたいと考えているものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。

再開は10時35分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、補足説明の途中から会議を再開します。

山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 議案第83号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、5ページ、第2表の地方債補正をお願いいたします。

まず、合併特例事業債につきましては1,010万円を減額し、補正後の限度額を7億4,630万円とすることをお願いしております。蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事の事業精査によるものであります。

次に、緊急自然災害防止対策事業債につきましては540万円を増額し、補正後の限度額を1,720万円とすることをお願いしております。災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止することを目的としている地方債で、河川改修事業債として計上するものであります。

次に、デジタル活用推進事業債につきましては220万円を減額し、補正後の限度額を1,500万円とすることをお願いしております。デジタル技術を活用した行政運営の効率化、地域の課題解決等に向けた取組をしていくための地方債であります。京都府との協議の中で、要援護者システム導入について対象外となったことにより減額するものであります。地方債合計では、補正後の限度額を13億5,110万円といたしております。うち、交付税の算入は69%の約9億2,900万円算入される見込みでございます。

次に、補正予算の主な項目について説明をさせていただきます。

事項別明細書の11ページをご覧ください。

まず、歳出からでございますが、全般として各費目を通じまして、事業精査に基づく決算見込みを立て、必要な補正をお願いするものであります。あわせて、人件費関係全般につきましても、人事院勧告に伴う見直しを含め、年度末に向けた一定の精査を行っております。

初めに、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費のふるさと応援寄附金事業に1億4,907万9,000円を計上しております。ふるさと応援寄附金の収入実績に基づき、さらなる寄附金の増加を見込むことに併せて、増加に伴うふるさと産品の経費や基金への積立金など、収入に応じて必要となります各種経費について増額をお願いするものであります。

次に、13ページから14ページまでの5目、財産管理費の庁舎管理事業に357万4,000円の増額をお願いしております。電気料金高騰等による光熱水費の増加に伴う追加補正を334万4,000円を行うとともに、12節、委託料の施設維持管理委託料につきましても、昨今の物価高騰及び人件費の上昇に伴う清掃等維持管理業務及び案内窓口業務の増加分23万円分を計上するものであります。

次に、15ページから16ページまでの4項、選挙費、6目、京都府知事選挙費では、来春に執行予定とされております京都府知事選挙執行事業に827万8,000円を、あわせて、選挙事務に係ります会計年度任用職員人件費（パートタイム）に35万9,000円を計上し、本年度内に必要となります執行経費につきまして計上をお願いするものであります。

次に、15ページから18ページまでにわたる3款、民生費、1項、社会福祉費、3目、障害者福祉費の心身障害者医療事業では563万円の計上をお願いしております。給付費の増加によるものであります。

また、障害者自立支援事業におきましても、給付費の増加が見込まれることから4,791万5,000円の計上をお願いしております。地域生活支援事業におきましても、日中一時支援事業の利用時間の増加に伴う委託料の増額387万円をお願いするものであります。

次に、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の障害児通所給付費等事業に844万3,000円の計上をお願いしております。障害児通所給付費等扶助費の増加によるものであります。

また、2目、母子父子福祉費のひとり親家庭医療費助成事業におきましても、ひとり親家庭医療給付費の増加に伴い、312万7,000円の計上をお願いしております。

次に、21ページから22ページまでの下段、6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費では、新規就農育成総合対策事業に75万円の計上をお願いしております。次世代を担う農業者となることを志す方に対し、就農直後の経営確立を支援する経営開始資金補助金の追加交付1名に係るものであり、18節、負担金、補助及び交付金の経営開始資金補助金に75万円を計上しております。

5目、農地費では、土地改良施設維持管理事業に360万円の計上をお願いしております。鎌谷下・東又地区の圃場整備実施計画策定業務に係る府営土地改良事業負担金の計上を行うものであり、18節、負担金、補助及び交付金の府営土地改良事業負担金に360万円を計上しております。

次に、25ページから26ページまでの8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費の道路橋梁維持管理事業に940万円の計上をお願いしております。町内道路等の

維持管理におきまして、地元要望をはじめ、修繕の必要な道路の損傷が当初の見込みを上回って発生をしております。安全かつ円滑な交通の確保を図る観点から、14節、工事請負費の道路修繕工事に940万円を計上しております。

また、3項、河川費、1目、河川総務費の河川維持管理事業に530万円の計上をお願いしております。河川の維持管理におきましても、地元要望をはじめ、修繕の必要な箇所を優先順位をつけて工事発注をしておりますが、現計予算を上回る見込みであることから、14節、工事請負費の河川修繕工事に530万円を計上しております。

次に、9款、1項、消防費、1目、常備消防費の京都中部広域消防組合負担金では、毎年、当初予算におきまして、前年度実績に基づき予算計上をさせていただいているものでございますが、今回、負担金が確定したことから1,492万2,000円の計上をお願いするものであります。

次に、27ページから28ページまでの下段、10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費の中学校一般管理事業では1,436万5,000円の減額をお願いしております。蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事の入札額の減額に伴う事業精査を行い、14節、工事請負費の中学校設備改修工事を1,700万円減額するとともに、各中学校における自動火災報知設備、誘導灯など消防設備の修繕に係るものとして、10節、需用費の修繕料に134万4,000円の計上を、また、電気料金高騰等による光熱水費の増加に129万1,000円を計上しております。

次に、29ページから32ページまでにわたる6項、1目、学校給食費の学校給食事業に226万7,000円の計上をお願いしております。各給食センターの施設及び設備につきまして、経年に伴う老朽化が進行しており、10節、需用費の修繕料に170万円を計上するとともに、燃料費におきましても、当初予算で見込んでいた灯油代等では賄い切れない状況となっており、56万7,000円の計上をお願いするものであります。

以上が歳出でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページ以降をお願いいたします。

次に、歳入でございます。

初めに、国庫支出金では、総額920万9,000円を計上しております。

16款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、1節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費国庫負担金に1,049万円を計上しております。障害者自立支援事業の財源として計上するものであります。

2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金では、空調設備整備臨時特別交付金を779

万9,000円の減額計上をしております。交付額の精査によるもので、中学校一般管理事業の蒲生野中学校屋内体育施設空調設備工事の財源であります。

次に、府支出金では、総額2,522万円を計上しております。

17款、府支出金、1項、府負担金、1目、民生費府負担金、1節、社会福祉費負担金では、自立支援給付費府負担金に524万5,000円を計上しております。障害者自立支援事業の財源として計上するものであります。

次に、7ページから8ページまでの下段、3項、府委託金、1目、総務費府委託金、3節、選挙費委託金では、京都府知事選挙委託金に863万7,000円を計上しております。京都府知事選挙執行事業に827万8,000円を、また会計年度任用職員人件費（パートタイム）に35万9,000円をそれぞれ充当するものであります。

2目、農林水産業費府委託金、1節、農業費委託金では、土地改良事業委託金に360万円を計上しております。土地改良施設維持管理事業の財源として計上するものであります。

次に、19款、1項、1目、寄附金のふるさと応援寄附金につきまして、現在の収納状況から本年度の寄附金額の推計を行い、1億円の増額計上するものであります。

次に、9ページから10ページまでの23款、1項、町債につきましては、総額で690万円の減額をしております。冒頭、第2表の地方債補正で説明させていただいた内容に基づき、必要な補正をお願いするものであります。

戻りまして、20款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金でございます。今回、2億461万円を計上いたしております。事業費に不足します部分につきまして、本財政調整基金からの繰入れを見込んでいるところでございます。

また、その他各種の特定財源につきましても、それぞれ精査を行い、必要な補正をお願いしております。

以上、議案第83号 令和7年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）の補足説明といたします。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 大西住民課長。

○住民課長（大西義弘君） それでは、議案第84号 令和7年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく会計年度任用職員の人件費に係るものであり、歳入歳出それぞれ10万1,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、一般会計の繰入金をもって措置をしております。

以上、誠に簡単ですが、議案第84号の補足説明とさせていただきます。ご審議賜ります

ようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅原好範君） 原澤福祉支援課長。

○福祉支援課長（原澤 洋君） 議案第85号 令和7年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の事業勘定分につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の9ページから10ページの歳出をお願いいたします。

1款、総務費では、1項、1目、一般管理費で、令和7年度の介護保険制度改正対応に係るシステム改修負担金として、53万8,000円を増額計上しております。

また、会計年度任用職員の勤務日数増に伴い、3項、1目、介護認定審査会費で、報酬78万3,000円ほか、人件費として92万8,000円を増額計上しております。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費では、2目、地域密着型介護サービス給付費で1,664万6,000円の減額、3目、施設介護サービス給付費で1,663万1,000円の増額、6目、居宅介護サービス計画給付費で447万円の減額を計上しております。

同じく、2款、保険給付費、2項、介護予防サービス等諸費では、5目、介護予防サービス計画給付費で42万4,000円の増額を計上しております。全てこれまでの給付実績等から推計し、給付見込額を増減しております。また、予算計上額の増減に伴う財源振替を計上しております。

事項別明細書の11ページから12ページをご覧ください。

3款、地域支援事業費、1項、1目、一般介護予防事業費では、会計年度任用職員の勤務時間数増に伴い、報酬100万1,000円ほか、人件費として102万5,000円を増額計上しております。

同じく、3款、地域支援事業費、2項、1目、介護予防・生活支援サービス事業費では、総合事業サービス事業費負担金を214万5,000円増額計上しております。通所型サービス事業の利用実績から推計したものでございます。

続きまして、ページを戻っていただきまして、5ページから6ページの歳入をお願いいたします。

歳入では、保険給付費の減額に伴い、3款、国庫支出金、1項、1目、介護給付費負担金、2項、1目、調整交付金、4款、1項、1目、介護給付費交付金、5款、1項、1目、介護給付費府負担金の各特定財源の収入見込額を改めて算定し、増額または減額を計上しております。

また、地域支援事業費の増額に伴い、3款、国庫支出金、2項、1目、調整交付金、同じく2目、地域支援事業交付金、4款、1項、2目、地域支援事業支援交付金、5款、2項、1目、地域支援事業交付金の各特定財源をそれぞれ増額計上しております。

前後いたしますが、3款、国庫支出金、2項、5目、介護保険事業費補助金では、システム改修負担金に対する補助金として26万9,000円を増額計上しております。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、介護給付費繰入金では、保険給付費の減額に伴い、50万8,000円の減額、2目、地域支援事業繰入金では、地域支援事業費の増額に伴い、39万6,000円の増額、3目、低所得者保険料軽減繰入金では、介護保険料の軽減対象となる第1号被保険者数が当初見込みよりも減少したことに伴い、17万9,000円の減額、4目、その他一般会計繰入金では、会計年度任用職員人件費とシステム改修負担金の増額に伴い、119万7,000円の増額をそれぞれ計上しております。

2項、基金繰入金では、収支の均衡を図るため4,000円を増額計上しております。

なお、補正後の予算ベースで、令和7年度末基金残高は2億4,212万9,000円と見込んでおります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 続きまして、老人保健施設サービス勘定の補足説明を申し上げます。

初めに、事項別明細書の7ページ、8ページ、歳出の主なものについてご説明させていただきます。

1款、総務費、1目、一般管理費、一般管理事業では、電気使用量の増加により光熱水費48万円の増額。委託料では、清掃業務委託料の入札執行による残額9万9,000円を減額。負担金補助金では、和知診療所勤務医の医師給与分担金29万3,000円を増額するものでございます。人件費では、人事異動や人事院勧告に基づく精査等により166万4,000円を減額するものです。フルタイムの会計年度任用職員人件費では411万8,000円を減額。同じく、パートタイムでは136万8,000円を減額するもので、いずれも退職や宿直員廃止などの精査によるものでございます。

2款、介護サービス事業費、介護療養型老人保健施設運営事業では、入所者の医療機関受診の増加による入所者診療負担金15万円の増額を見込むものでございます。

続いて、5ページ、6ページにお戻りいただき、歳入についてご説明させていただきます。

3款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、収支の均衡を図るため、672万9,000

円を減額するものでございます。

4款、繰越金では、前年度繰越金の確定によりまして、8万1,000円を増額するものでございます。

6款、府支出金、1項、府補助金では、補助金交付が決定した京都府医療機関等物価高騰対策事業補助金8万9,000円と、介護施設等職員処遇改善等推進事業費補助金24万1,000円をそれぞれ増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 四方学校教育課長。

○学校教育課長（四方妃佐子君） 議案第86号 令和7年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まずは、京丹波町育英資金給付事業の令和7年度の実績についてであります。28名に対し414万円を一括給付させていただきました。内訳につきましては、大学生16名、専門学校生3名、高等専門学校生1名、高校生8名であります。

それでは、歳入についてご説明させていただきます。

事項別明細書6ページをご覧ください。

寄附金につきまして、収入が見込めないため9,000円減額させていただいております。

次に、歳出についてご説明をさせていただきます。

最終のページ、事項別明細書の8ページをご覧ください。

まずは、育英給付金を264万円の減額としております。先ほどご説明いたしました実績に基づき、不用額を減額するものであります。

また、今回の補正に伴い、育英基金繰出金を263万1,000円増額し、収支の均衡を図ることといたします。

以上、簡単ではございますが、議案第86号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀友輔君） 議案第87号 令和7年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、補正予算の内容につきまして、歳出から説明いたします。

事項別明細書7、8ページをお願いします。

1款、1項、事業費、1目、運行事業費の運行一般事業、10節、需用費につきまして、

今年度バス車両の高額修繕による支出を行っており、今後を見据え修繕料200万円の増額を行うものです。

続いて、会計年度任用職員人件費（フルタイム）につきまして、人事院勧告に基づく給料表の改定等により増額を行うものです。

続いて、ページを戻っていただき、5、6ページの歳入をお願いいたします。

今回の補正に伴います歳出額の増加により財源の不足が生じますことから、3款、1項、繰入金、1目、他会計繰入金、1節、一般会計繰入金に361万9,000円の増額をお願いするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中野医療政策課長。

○医療政策課長（中野竜二君） 議案第88号 令和7年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

初めに、収益的支出の主なものについてご説明いたします。

明細書の3ページ、4ページをご覧ください。

1款、京丹波町病院事業費用でございます。1項、医業費用、1目、給与費では、当初予算時の見込みから4月人事異動や人事院勧告に基づく精査を行い、432万7,000円を増額するものでございます。3目、経費では、清掃業務委託料の入札執行による残額や精査により、委託料247万8,000円を減額。4目、減価償却費では、本年度実施している空調設備更新に伴う器械備品の除却など精査により、143万円を減額。5目、資産減耗費では、当初予算編成時に詳細が見通せなかった空調設備更新に伴う器械備品など、固定資産除却費831万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、明細書の5ページ、6ページ、2款、和知診療所事業費用でございます。1項、医業費用、1目、給与費では、人事異動や人事院勧告に基づく精査等により、給与費372万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、明細書の7ページ、8ページ、3款、和知歯科診療諸事業費用でございます。1項、医業費用、1目、給与費では、人事院勧告に基づく精査等により、給与費103万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、収益的収入の主なものについてご説明をいたします。

明細書1ページ、2ページにお戻りいただきまして、1款、京丹波町病院事業収益をご覧ください。1項、医業収益では、一般会計負担金のうち、救急医療交付税相当分について、

普通交付税算定額の変更により86万9,000円を増額するものでございます。

2項、医業外収益、2目、補助金では、医療機関処遇改善等推進事業補助金等の交付が決定したことにより、府補助金235万8,000円を増額。

3目、負担金及び交付金では、収支の均衡を図るための一般会計繰入金を369万7,000円増額するものでございます。

続きまして、2款、和知診療所事業収益でございます。1項、医業収益では、外来患者数の減少により収益の減少を見込むほか、収支の均衡を図るため、外来収益を439万6,000円減額するものでございます。

2項、医業外収益、2目、負担金及び交付金では、介護保険事業会計（老人保健施設サービス勘定）からの医師給与分担金29万3,000円を増額。5目、補助金では、医療機関処遇改善等推進事業補助金等の交付が決定したことにより、府補助金19万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、3款、和知歯科診療所事業収益でございます。2項、医業外収益、2目、負担金及び交付金では、収支の均衡を図るための一般会計繰入金を67万円増額。5目、補助金では、医療機関処遇改善等推進事業補助金等の交付が決定したことにより、府補助金21万5,000円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 村田上下水道課長。

○上下水道課長（村田弘之君） 議案第89号 令和7年度京丹波町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を申し上げます。

12ページ、13ページの予算明細書をご覧ください。

まずは、収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、下段の表、収益的支出をご覧ください。

1款、水道事業費用、1項、営業費用では487万4,000円の増額をお願いしております。内訳といたしまして、2目、配水及び給水費において、漏水修理などに使用します補修材料費に関しまして、当初見込みより執行が多いことから300万円の増額。4目、総係費については、令和7年度の人事院勧告による人件費の補正として、関係項目で合計187万4,000円の増額とさせていただきます。

次に、上段の表、収益的収入につきまして、1款、水道事業収益、2項、営業外収益において1万6,000円の増額をお願いしております。内訳といたしまして、2目、他会計補

助金において、建設改良に要する経費として、令和6年度繰越事業分の起債借入れによる利子分が確定したことによる増額としております。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

資本的収入及び資本的支出についてご説明いたします。

まず、下段の資本的支出をご覧ください。

資本的支出全体で93万6,000円の増額をお願いしております。

まず、1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費について、収益的支出と同様に、令和7年度の人事院勧告による人件費の補正として、関係項目で合計93万6,000円の増額とさせていただきます。

続きまして、上段の資本的収入をご覧ください。

1款、資本的収入全体では8,000円の減額をお願いしております。内訳といたしましては、まず、1項、企業債における940万円の増額となっておりますが、次の3項、補助金、1目、府補助金の内示額が交付申請額から940万8,000円減額となったことから、減額相当分について財源振替として企業債を起こすこととしたものです。

以上、議案第89号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第90号 令和7年度京丹波町下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

こちら、12ページ、13ページの予算明細書をご覧ください。

まずは、収益的収入及び支出につきまして、ご説明申し上げます。

こちら、下段の収益的支出をご覧ください。

1款、下水道事業費用、1項、営業費用について、284万7,000円の増額をお願いするものです。3目、処理場費では、まず光熱水費について、下水処理場での電気代が当初見込みより支出が増加していることから、見込まれる不足分178万5,000円について増額。委託料では、処理場から排出される処理水の水質検査の内容が今年度より一部変更されたことに伴い、検査費用も増額となったことから4万1,000円の増額をさせていただきます。5目、総係費では、令和7年度の人事院勧告による人件費の補正として、関係項目で合計102万1,000円の増額をさせていただきます。

次に、これら収益的支出の財源といたしましては、上段、収益的収入をご覧ください。

1款、下水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金につきまして、収益的支出の増額分284万7,000円全て一般会計からの補助金を財源とするよう町財政課と調整させていただきました。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

資本的収入及び資本的支出についてご説明いたします。

まず、下段の資本的支出をご覧ください。

1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、建設改良費について、192万3,000円の増額をお願いしております。収益的支出と同様に、令和7年度の人事院勧告による人件費の補正として、関係項目で合計192万3,000円の増額とさせていただきます。

財源としましては、上段の資本的収入をご覧ください。

1款、資本的収入、4目、負担金、1目、他会計負担金では、先ほどの人件費の増額分のうち、児童手当に要する経費について24万円を一般会計からの負担金として、5項、出資金、1目、出資金については、児童手当に要する経費以外の168万3,000円について、一般会計からの出資金としてそれぞれ増額をお願いしております。

以上、議案第90号の補足説明とさせていただきます。議案第89号と併せてご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は、12月16日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

なお、この後、議会広報広聴特別委員会が開催されますので、委員の皆様には、お疲れのところお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

本日は、大変お疲れさまでした。

散会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 西山芳明

〃 署名議員 谷口勝巳